

北設楽郡地域公共交通計画

愛知県北設楽郡 設楽町・東栄町・豊根村

目次

1. 計画策定の背景.....	1
2 次計画の成果と課題.....	1
2. 計画策定に向けた現状と課題の整理.....	6
高校生・高齢者への調査結果.....	6
北設楽郡地域公共交通の課題.....	7
3. 計画の基本方針.....	8
4. 計画の目標.....	9
5. 計画期間.....	10
6. 計画区域.....	10
7. 計画において対象とする公共交通ネットワーク.....	11
地域公共交通確保維持に係る必要性について.....	12
8. 目標を達成するために行う事業.....	14
I 移動環境の確保.....	14
II 学生の通学に必要な移動を支えるための施策.....	17
III 高齢者の生活に必要な移動手段を支えるための施策.....	18
IV 北設楽郡外との交流を促すための施策.....	20
V 公共交通でお出かけが愉しくなる取組.....	21
VI バス運行に係る情報化の推進.....	23
VII おでかけ北設の持続性を高める取り組み.....	24
9. 計画の評価.....	25
評価指標と目標値.....	25
評価指標及び目標値の設定根拠と算出方法.....	26
評価方法.....	28
10. 個別事業の評価.....	29
計画に基づく事業の進捗評価.....	29
運行路線の事業評価.....	29
11. 計画の推進体制.....	29
「おでかけ北設」の実施組織.....	29
事業スケジュール.....	30
12. 巻末付録.....	0

1. 計画策定の背景

第2次北設楽郡地域公共交通網形成計画（以下2次計画）において掲げた基本方針、目標については、本計画においても堅持する。ただし、評価指標の状況、実施結果を踏まえ、残された課題・問題を整理した上で、本計画に反映する。

2 次計画の成果と課題

2 次計画の概要

基本方針 「この地に暮らしたい」想いを支えるおでかけ環境を創り・守り・育てる
目標①：高校の卒業まで安心して通学できる
目標②：齢を重ねても安心して暮らし続けられる
目標③：一人でも多くの方が公共交通でおでかけしたくなる

2 次計画に基づく事業の実施結果

- 2次計画においては19の事業を掲げたが、期間を通じて実施できていない事業、事業は実施したもののその成果について十分に把握できていないものも散見される（次ページ表）。
- 本計画においては、事業及びその内容について精査し見直すとともに、事業の進捗管理・成果確認を行う推進体制を導入する必要がある。

2 次計画に基づく事業の実施結果 (1/3)

	事業名	主な事業の実施概要	考察・今後の展望
バスサービスの維持と見直し	基幹バスの運行	■ 診療所移転に伴う路線見直し(東栄町・R4)	■ 町村間接続、郡外へ(から)の移動確保のために基幹バス路線は維持
	支線バス・予約バス・スクールバス等の運行と見直し	■ 昼間時予約バス化を実施(豊根村・R2・3) ■ 宇連長江線の見直し(設楽町・R4) ■ 支線バス御園線、東園目線を全便予約バス化(東栄町・R4) ■ 予約バスを平日毎日運行・当日予約受付可能に変更(東栄町・R4)	■ 利用の少ない路線・便は予約バス化や代替交通への転換を必要に応じて実施
	タクシーの活用	■ 福祉タクシー助成(東栄町)	
学生の通学に必要な移動を支えるための施策	小中学生通学手段の提供	■ 豊根中学校寄宿舎廃止による豊根村内のダイヤ改正(豊根村・R2) ■ 学校統廃合による路線見直し(設楽町・R4) ■ 小中学生への町営バス無料乗車券の配布(東栄町) ■ 保育園児及び小中学生への村営バス無料乗車券の配布(豊根村)	■ 通学に必要な機能を今後も維持
	通学できる環境の確保	■ 新城有教館高校統合完了に併せた路線見直し、乗車回数券購入費補助制度の拡充(設楽町・R2) ■ 田口高校生徒通学費全額補助(設楽町) ■ 高校生への通学費補助(東栄町) ■ 高校生への通学費助成(豊根村)	■ 生徒の通学選択により自宅通学率は変動するものの、今後も通学手段の確保のため、通学費用補助等支援を継続
	新高校一年生への通学ガイド作成	■ 実施できていない	■ 改めて新計画の元で実施を予定

<次ページへ続く>

2 次計画に基づく事業の実施結果 (2/3)

名 業 事		主な事業の実施概要	考察・今後の展望
高齢者の生活に必要な移動手段を支えるための施策	高齢利用者の補助の継続	■ 免許自主返納者へのサポート事業（元気バス、回数券等の補助）（設楽町） ■ バス利用者特典（温泉施設利用）の継続（東栄町） ■ 敬老乗車券の交付（豊根村）	■ 免許返納が公共交通利用者の増加に結びついているとは言い難い状況があるものの、高齢者の交通安全と免許返納後のおでかけ手段の確保は必要であり、今後、公共交通利用者の増加にも繋がるよう、各町村の取り組みを継続する。
	高齢者の新規利用者増の取組み	■ 免許自主返納者へのサポート事業（元気バス、回数券等の補助）（設楽町） ■ 敬老乗車券の交付（豊根村） ■ デジタルサイネージによる発車時刻案内の設置（東栄町・R4）	
	買い物支援サービス	■ がんばらマイカー運営事業者への補助（豊根村） ■ 公共交通空白地有償運送（のってかっせ）の補助継続	実態把握に努め、ニーズを満たす具体的な取り組みを研究する。
	高齢者が上手く車と付き合えるような取組み（交通事故防止）	■ 実施できていない	「高齢者の新規利用者増の取組み」と合わせて事業を組み直す。
	車両購入時に高齢者が利用しやすい車両の導入	■ 車両購入時にステップ付き車両を導入（東栄町：R3、R4、豊根村：R3、R5 各 1 台）	設楽町 R6 年度 1 台、東栄町 R7 年度 1 台購入予定。
北設楽郡外との交流を促すための施策	田口新城線の活性化	■ 新城有教館高校統合完了に併せた路線見直しと、その周知（設楽町・R2） ■ 東三河公共交通活性化協議会のイベント（謎解きゲーム）を開催（3 町村）	■ 田口新城線が利用者減少により国の補助対象から外れると、北設楽郡内のフィーダー補助も国の補助対象から外れることとなる。 ■ 田口新城線は、高等学校への通学、主要医療機関への通院、郡外からの来訪者などの移動手段として重要な路線である。 ■ 地域公共交通利便増進事業を実施し、ダイヤ改正、路線見直しなどの利便性向上策を実施する。
	JR 飯田線の利用促進	■ 実施できていない	
	来訪者の利便性拡大	■ たない道の駅したらバス停名の変更（R4・設楽町） ■ 東栄診療所前バス停におけるデジタルサイネージによる発車案内（R4・東栄町） ■ 終着のバス停名を石堂から豊根村役場前に変更（R4・豊根村）	「田口新城線の活性化」と合わせて事業を組み直す。

<次ページへ続く>

2 次計画に基づく事業の実施結果 (3/3)

事業名		主な事業の実施概要	考察・今後の展望
情報化の推進	インターネットの活用による経路検索の充実	■ GTFS データ整備の検討 (R4・協議会)	■ ダイヤ編成システムを導入するほど複雑なダイヤではないため情報化の推進はかえって工数の増加を招く懸念がある。このため、見える化共通フォーマットによる簡易な GTFS 整備を引き続き推進
	ダイヤ編成等の情報化推進	■ 実施できていない	
公共交通でお出かけが愉しくなる取組	公共交通に親しみを持ってもらう取組み	■ 実施できていない	■ 計画期間以前に出前講座などを実施したことがあるため、再び実施を予定する
	バス停の魅力向上	■ バス停名の変更(たない道の駅したら)【再掲】 ■ デジタルサイネージによる発車案内【再掲】	■ 高校生の利用の多い田口バス停の待合環境向上について実施予定
	沿線施設と連携したバス利用特典の実施	■ とうえい温泉におけるバス利用者特典の継続 (東栄町) ■ パルとよねにおけるバス利用者特典の継続 (豊根村)	■ 実施コストが低いため継続して実施

2 次計画の目標達成状況

- 評価時点の前年度数値を基準値とし、前年より上回ることを目標として設定した。
- 郡内の人口減少及び新型コロナウイルス感染症等の影響により、すべての指標において数値が悪化傾向にある。
- ただし、北設楽郡地域においては数値の良否にかかわらず、住民の生活基盤としての公共交通の維持は必要であるため、評価指標の妥当性や目標値の設定について検討する必要がある。

評価指標	算出方法	実績			
		R1	R2	R3	R4
高校生自宅通学率	自宅通学者 ¹⁾ / 中学校卒業数 ²⁾ ※1) 郡内自宅から郡内外高校通学者 (通学方法は問わない) ※2) 前3ヶ年の3町村中学校卒業数	69.3%	66.9%	60.4%	61.3%
免許返納件数	設楽警察署管内の年度別返納件数	43 件	72 件	51 件	40 件
住民1人あたりの公共交通利用回数	年間利用者総数 ³⁾ / 3町村住基人口 (年度末) ※3 基幹バス、支線バス、予約バス、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送、福祉タクシー、移送サービスの年間利用者数の合計、但し、小中学生の定期利用は除く	9.7 回	7.0 回	7.9 回	6.5 回
1人あたりの輸送コスト (全体平均)	(年間総運行経費・運賃収入) / 年間利用者数 ※基幹バス、支線バス、予約バスの合計値	1,413 円	1,831 円	1,715 円	1,889 円

2 次計画の総括

- 計画の基本方針及び目標は妥当であったと考えられるが、事業の中に実効性に乏しいものが存在していたほか、進捗管理や成果確認の仕組みが不十分であったため、計画に基づく事業の推進体制の構築が必要である。
- 評価指標及び目標値についても検討が必要である。

2. 計画策定に向けた現状と課題の整理

高校生の通学・高齢者の移動に関する調査結果

田口高校生へのアンケート

- 令和5年9月、田口高校の生徒約80名に対して通学手段や田口バス停の改善に対するアンケートを実施した結果、6割強の生徒が日常的にバスを使って通学していると回答した。
- 下校時に利用する田口バス停の改善内容について質問したところ、Wi-Fiやエアコン、机と椅子の整備を求める意見が多かった。バスの本数が限られるため、待ち時間の環境を改善する意向が強いものと考えられる。

郡外への高校生の通学に関する保護者向けアンケート

- 令和5年8月、北設楽郡外へ通学している高校生の保護者約40世帯に対してアンケートを実施した結果、通学手段はJRやバスが大半を占めているが、駅やバス停までは自家用車による送迎が多いことが明らかになった。
- 1ヶ月あたりの通学費は、7割以上が1万円以上と回答しており、2万円を超えるとの回答も4割弱存在している。このため、郡外への通学に対しての金銭的な支援を求める声も多い。
- 自由意見として、テスト時などに帰るためのバスの便がないことや、部活などの際には送迎をせざる得ないこと、JR飯田線が大雨などで不通になりやすいことに対する対応を求める意見などが見られた。

高齢者の移動に関する民生委員アンケート

- 令和5年8月、民生委員を対象として、担当地区内において移動の支援が必要な高齢者の状況についてアンケートを実施した。
- 独居高齢者や高齢夫妻であって、自家用車が利用できない場合には、家族の送迎や訪問、生協や移動販売の利用などによって生活を成り立たせている。
- 足が不自由である場合など、身体的に問題を抱える場合には、公共交通の利用は困難であり、個別移送サービスやタクシーによる支援が必要である。
- 公共交通に対する要望は大きいわけではないが、実態に関する記載から、定時定路線型のサービスでは対応できない高齢者が多数いることがうかがえる。
- 高齢者については、個別移送サービスやタクシーといったドアトゥドアによる移動を提供する方法が求められる。
- 予約バスについては、現状の停留所型のサービスでは上記ニーズに応えられないため、特に自宅側の乗降地点について自由度を上げることも検討の余地がある。

北設楽郡地域公共交通の課題

2次計画において残された課題及び現状把握の結果に加えて、3町村担当者への聞き取り調査の結果から、北設楽郡が抱える地域公共交通の課題は以下のように整理される。

現状把握の結果明らかになった課題

- 高校生の郡外への通学の支援については各町村の施策に反映されるべきものであるが、ダイヤや乗り継ぎの改善、バス停の環境改善などについては協議会として取り組みを進めることが必要。
- 高齢者の外出については、介助の有無にかかわらずドアトゥドアでの移動が求められるようになっていくと考えられるため、予約バスの運行自由度の向上や、タクシー、有償運送による対応の強化などが求められる。

2次計画で残された課題

- 計画の方向性は堅持すべきであるが、計画に掲げた事業に実施されないものが存在するなど、実効性担保のための進捗管理手法の構築が必要
- 情報発信・GTFS データの整備について事業に掲げられていたが、十分に対応できていないため、取り組みを強化することが必要
- バス待合環境の整備を事業に掲げていたが実施できていない。乗り継ぎ拠点をはじめとして、利用が多いバス停などの整備を進めることが必要

新たな課題

- 当地域の幹線である田口新城線の利用が減少しており、地域間幹線系統として維持することが困難となりつつあるため、活性化の取り組みを強化することが必要
- 「運転手の確保」が3町村共通の大きな課題となっているため、本計画においてはこの解決に向けた取り組みが必要

その他事業実施に関わる課題（担当者の抱える課題）

- 担当者が異動等により変更になった場合も、関係者と連携を図り、円滑に事業が実施できるよう、協議会の適正な運営と活用を図るための体制強化が必要。
- 町村によって荒天時のバス運休基準が異なるため、統一的な運用方針が必要。

3. 計画の基本方針

「この地に暮らしたい」想いを支える おでかけ環境を創り・守り・育てる

- 北設楽郡では過疎化・少子高齢化の進む中、郡内3町村が協働して住民の通院・通学・買い物などの移動手段を支えるために、平成21年3月に「北設楽郡公共交通活性化協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、北設楽郡総合交通システム「おでかけ北設」を構築し、取り組みを進めてきた。
- 平成24年6月に策定した第2次計画においては、「暮らしたいと思う人が暮らせる地域であるため」、「暮らすのを諦めなくていい」を地域の交通網で支える基本方針として、「この地に暮らしたい」想いを支えるおでかけ環境を創り・守り・育てる」を設定した。
- 本計画においても、計画の内容については見直すべき部分があるものの、取り組みの方向性については、2次計画において掲げた基本方針を堅持し、引き続き、住民の移動環境の確保に取り組むこととする。

「おでかけ環境」とは？

北設楽郡公共交通活性化協議会では、バスなどの移動手段の確保を図る施策について、他の市町村で一般に言われているような「移動手段の確保」「公共交通確保・バスの確保」などとは呼ばず、「おでかけ環境を創り・守り・育てる」と呼んでいます。

その理由は、この協議会での取り組みは、単にバスを走らせて移動手段ができれば達成できるという単純なものではないと考えているからです。

「おでかけ環境」は「移動する手段」と「活動する目的」のかけ算で表現できます。このうち「移動する手段」は、バスだけでなく、自家用車が使いやすくなることや、タクシーを使うことなど、どのような人にも目的地まで移動する方法が存在していることを表します。一方の「活動する目的」は、買い物ができる商店があることや、友人と一息つく喫茶店があること、病気の時に通院できる医者があることなど、外出先で達成しようとする活動を表します。

移動手段を提供することをきっかけとして、北設楽郡がおでかけしたくなる地域になることで、住民の活動や経済が活発となり、持続可能な地域となることを目指しています。

4. 計画の目標

目標①：高校の卒業まで安心して通学できる

- 北設楽郡3町村は、町村域の概ね90%以上を山林が占め、山地と河川で隔てられた急峻な地形に小規模な集落が点在し、中心集落からの移動距離も様々である。
- そのような環境の中、各集落から町村立小中学校への通学手段として、各町村は町村営バス及びスクールバスの運行により、児童・生徒及びご家族に自宅から学校まで移動時間の安全・安心を提供している。
- 一方、高校への通学は北設楽郡内に1校の県立田口高等学校や併設の豊橋特別支援学校山嶺教室（高等部）へ郡内各町村から相互乗り入れによる自宅通学を可能にし、郡外高校への通学についても自宅から多くの生徒が町村を跨いで広域運行している基幹バスを利用して通学している（JRとの乗り継ぎ利用を含む）。
- 引き続き自宅（地域）から高校まで比較的安価な公共交通で安心して通える環境を維持し、通学できない（この地域で暮せない・地域の活気が失われる）ことによる若年層の流出による高齢化に歯止めをかける必要がある。
- このため、これまでに引き続き、高校生が自宅から通学できる移動手段を提供することによって、高校生及びその保護者が北設楽郡内で生活できる環境を維持することを目標とする。

目標②：高齢者が安心して暮らし続けることができる

- この地域の住民の日常生活の移動手段は、自家用車の利用が前提となっているが、高齢者においては、加齢に伴う認知機能の低下に伴い、運転が困難となることが懸念される。
- 自家用車による移動ができなくなった場合、外出することが難しくなる高齢者の増加が予想される。外出が困難になると地域社会との接点を失い、心身の健康を保つことができなくなるのみならず、社会の活力が低下にもつながる。
- このような状況をできるだけ回避し、個々人の「健幸」と「地域の活力」を適切に維持するため、地域の足を確保し、自家用車を利用できなくなったとしても移動する事ができる環境を整備することが重要である。
- このため引き続き、高齢者の通院や買い物の移動手段を提供することによって、安心して生活できる環境を維持することを目標とする。

目標③：郡外からの来訪者や新たな利用者を確保する

- 北設楽郡内の地域公共交通の利用は、小中学生、高校生の通学利用と、高齢者の通院や買い物の利用が主であり、人口減少、少子高齢化によって増加に転じる可能性は乏しいと言わざるを得ない。
- こうした中で、これまで地域公共交通を利用しなかった新たな利用者の確保に取り組むことで、地域公共交通の収入を向上させるとともに、地域の消費活動を刺激することで、経済活動と地域の活性化（仕事・商売が成立ち、雇用が生まれる）につなげる必要がある。
- そのために、郡内の住民を対象とした公共交通によるおでかけのきっかけづくりの取り組みとともに、郡外からの来訪者を増やすための取り組みを行う。
- そのためには、地域にある観光資源やおでかけ先の発掘と情報発信、公共交通での移動情報の充実、両者を連動したイベントの実施など、「乗って楽しい・降りて楽しい」仕掛けを作り出していくことが重要である。
- 以上のことから、郡内外を問わず、新たな利用者を確保することを目標とする。

目標④：おでかけ環境を持続可能とする体制を構築する

- 北設楽郡の地域公共交通は、JRを除くと、設楽町、東栄町、豊根村の各町村営バスと、新城市方面につながる豊鉄バス、設楽町内にあるタクシー事業者2社、東栄町内にあるタクシー事業1社から構成されている。
- これらの公共交通は、これまで連携は取りつつも独立して運営を行ってきたが、近年では、コロナ禍による利用者の減少、運転手確保の困難さなどによって、従来のサービスを単独で継続していくことが困難となりつつある。
- このため、今後も持続可能な公共交通サービスを維持するために、運営体制の統合・一元化を含めたあらゆる可能性について検討することが必要である。
- 以上のことから、計画期間中に各種の検討・調整を行い、新たな運営体制への移行を目指すことを目標とする。

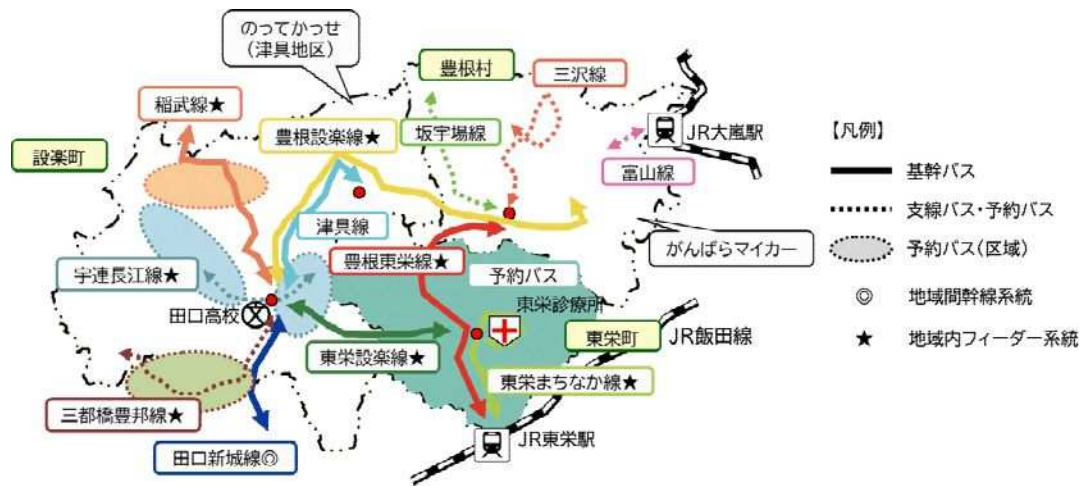
5. 計画期間

2024年4月～2029年3月

6. 計画区域

愛知県北設楽郡（設楽町・東栄町・豊根村）

7. 計画において対象とする公共交通ネットワーク



区分	役割	具体的な路線・サービス
基幹バス	北設楽郡の拠点間及び北設楽郡外を結ぶ移動に対応	東栄設楽線＜地域内フィーダー系統＞ 豊根東栄線＜地域内フィーダー系統＞ 東栄まちなか線＜地域内フィーダー系統＞ 稲武線＜地域内フィーダー系統＞ 豊根設楽線＜地域内フィーダー系統＞ 津具線 田口新城線＜地域間幹線系統＞
支線バス・予約バス	町村役場所在地などの拠点と集落とを結ぶ移動に対応	宇連長江線＜地域内フィーダー系統＞ 三都橋豊邦線＜地域内フィーダー系統＞ 東栄町予約バス 坂宇場線 三沢線 富山線
タクシー	上記を補完する個人の輸送	マスヤタクシー、納庫タクシー（設楽町） 東栄タクシー（東栄町）
がんばらマイカーのってかっせ	高齢者等移動制約のある個人の輸送	豊根村内（がんばらマイカー） 津具地区内（のってかっせ）

地域公共交通確保維持に係る必要性について

本計画において対象とする公共交通ネットワークのうち、国の「地域公共交通確保維持事業」の補助対象となっているのは以下の路線である。

地域公共交通確保維持事業の補助対象路線一覧（1/2）

系統名	起点	経由地	終点	役割・必要性	実施主体 ※1	補助区分 ※2
田口新城線	新城病院前	上平井 鳳来寺 新城有教館 高校	田口	・ 設楽町中心部と新城市及びJR飯田線との連絡輸送 ・ 設楽町段嶺地区から設楽町中心部並びに新城市中心部及び鳳来地域へのアクセス	④	①
東栄設楽線	東栄町役場前	引田	田口	・ 東栄町中心部の本郷地区と設楽町中心部の田口地区との間を運行 ・ 郡内唯一の高校である田口高校への通学や東栄診療所・東栄保健福祉センターへの通院及び小・中学生のスクールバスとしての役割を担う ・ 車を持たない高齢者の買い物利用などの生活路線としての役割を担う	①②	
	本郷	市場	田口			
	田口	新和市	向嶋			
	田口	新和市	向嶋			
豊根東栄線	日向	布川	本郷	・ 豊根村中心地域と東栄町中心地域を経由してJR飯田線東栄駅との間を運行し、東栄診療所を経由 ・ 東栄町・豊根村の高齢者の通院・買物などの移動手段や、郡外高校への通学手段となっている	②③	
	日向	小林	東栄駅前			
	東栄駅前	粟代	豊根村役場前			
	豊根村役場前	東栄診療所(往)・ とうえい温泉(復)	東栄駅前			
	豊根村役場前	倉平(往)・ 本郷(復)	東栄駅前			
東栄まちなか線	東栄町役場前	本郷	東栄駅前	・ 東栄町中心地域とJR飯田線東栄駅との間を運行する路線 ・ JR飯田線東栄駅と結節しているため、佐久間・新城方面の高校への通学や、町外病院への通院、町外への買い物等に出かけるために不可欠 ・ 東栄診療所への通院や、東栄小・中学校への通学の役割を担う	②	②
	とうえい温泉前	本郷	東栄駅前			
	東栄駅前	本郷	東栄町役場前			
	本郷	東栄診療所前	東栄駅前			
稲武線	田口	川向	どんぐりの湯	・ 豊田市稲武地区と設楽町中心部の田口地区との間を運行 ・ 設楽町北部の名倉地区から田口高校への通学、隣接する豊田市足助高校へ通学するために不可欠 ・ 田口地区や豊田市内への通院利用もあり、豊鉄バス田口新城線(地域間幹線)と結節することで新城方面への移動手段としても必要	①	
豊根設楽線	豊根村役場前	下津具	田口高校前	・ 豊根村から田口高校へ通学する手段を確保 ・ 豊鉄バス田口新城線(地域間幹線)と結節することで新城方面への移動手段としても必要	③	
	豊根村役場前	豊根村診療所前	下津具			
	豊根村役場前	金越	下津具			

<次ページへ続く>

地域公共交通確保維持事業の補助対象路線一覧（2/2）

系統名	起点	経由地	終点	役割・必要性	実施主体 ※1	補助区分 ※2
宇連長江線	設楽宇連	大名倉	田口	・宇連・大名倉・裏谷・松戸・天堤・長江・奴田・小松・荒尾地区と設楽町中心部の田口地区との間を運行 ・車を持たない高齢者の通院や買い物のための移動手段として必要である。	①	②
三都橋豊邦線	設楽中	栗島	桑平	・小塩・清崎・田内・キビウ・田峯・豊邦・西川・三都橋・竹島地区と設楽町中心部の田口地区との間を運行 ・車を持たない高齢者の通院や買い物のための移動手段として、また、小学生・中学生の通学の足として利用	①	

※1実施主体： ①…設楽町 ②…東栄町 ③…豊根村 ④…民間事業者（豊鉄バス）

※2補助区分： ①…地域間幹線系統補助 ②…地域内フィーダー系統補助

その他、東栄設楽線、豊根東栄線、東栄まちなか線では、車両減価償却費等国庫補助金を活用。

※上記路線はすべて路線定期型の運行を行っている。

ただし、三都橋豊邦線の第1便はスクールバス混乗とし、区域的運行を行っている。

※上記路線のうち、田口新城線は一般乗合旅客自動車運送事業、その他は自家用旅客有償運送（交通空白地有償運送）により運行している。

※以上の路線は、「役割・必要性」欄に記載したとおり、地域の公共交通ネットワークを構築するうえで極めて重要な役割を担っているが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持がむずかしく、地域公共交通確保維持事業を継続して活用することにより、運行を確保・維持する必要がある。

8. 目標を達成するために行う事業

I 移動環境の確保

【I-1】 基幹バスの運行

事業内容	高等学校への通学、主要医療機関への通院、郡外からの来訪などの移動手段確保のため、各町村の拠点間及び周辺自治体とを結ぶために基幹バスを運行する。 【運行路線】 [1]東栄設楽線（本郷～田口） [2]豊根東栄線（豊根村役場前～東栄駅前） [3]東栄まちなか線（東栄駅前～東栄町中心部） [4]稲武線（田口～どんぐりの湯前） [5]豊根設楽線（豊根村役場前～下津具（田口高校前）） [6]津具線（田口～下津具） [7]田口新城線（田口～新城市民病院） ※事務負担軽減のため、乗り入れ路線の運行経費・収入については、運行担当町村のものとしてOD調査による按分は実施しない 【協議会・設楽町・豊鉄バス】地域公共交通利便増進事業の実施による田口新城線の見直し 【設楽町】田口新城線見直しに連動した津具線の運行見直し				
実施主体	協議会、設楽町、東栄町、豊根村、豊鉄バス				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
	○	○	○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
			継続実施		→

【I-2】 支線バス・予約バスの運行

事業内容 (利便増進事業)	各町村内において小中学校への通学、病院・商店・役場等へのアクセスを確保するため、拠点と集落を結ぶ支線バス、予約バスを運行する。 三都橋豊邦線については、地域公共交通利便増進事業として以下の事業を行う。 【設楽町】三都橋豊邦線における乗降制限の解除及びダイヤ改正（地域公共交通利便増進事業）、道の駅したらへの乗り入れ実施に向けた調整 【東栄町】東栄診療所の帰宅便確保のため、三輪方面への予約バスのダイヤ改正 桑原地区の高校生通学対応のための予約バスの運行				
実施主体	設楽町、東栄町、豊根村				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
	○	○	○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	—		継続実施	—	→

【I-3】 タクシーの運行

事業内容	住民の外出支援策や来訪者の移動手段確保のためにタクシーを運行する。北設楽郡内においてタクシーが利用できる環境を持続する。 【設楽町】 福祉タクシーの実施 【東栄町】 福祉タクシー券助成事業				
実施主体	設楽町、東栄町				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
		○			
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	—		継続実施	—	→

【I-4】 バスサービスの評価と見直し

事業内容	毎年、バスサービスの評価・改善を行い、継続的な見直しを行う。 ・系統ごとに路線カルテを作成し、利用状況をモニタリング ・住民の高齢化、沿線人口・施設の変化などへの対応のためのルートやダイヤの見直し ・タクシーを活用したサービスの導入なども含めたサービスの見直し				
実施主体	協議会、設楽町、東栄町、豊根村				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
	○	○	○	○	
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
			継続実施		→

Ⅱ 学生の通学に必要な移動を支えるための施策

【Ⅱ-1】 小中学生通学手段の提供

事業内容	基幹バス、支線バス、予約バスによる通学を基本としつつ、それではカバーできない通学需要に対応するために、スクールバス・学輸バスを運行する。 【設楽町】 スクールバスの運行 【東栄町】 学輸バスの運行 小中学生の無料乗車券配布 【豊根村】 保育園児及び小中学生への無料通学乗車券配布				
実施主体	設楽町、東栄町、豊根村				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
	○				
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	—		継続実施	—	→

【Ⅱ-2】 高校への通学手段の提供

事業内容	高校生の通学負担を軽減することと、田口高校の生徒数増加につなげるための施策を実施する。 【設楽町】 高校生通学定期補助、回数券購入補助（住民及び田口高寮生）の継続実施 【東栄町】 高校生通学費補助制度の継続（バス・ＪＲ利用） 【豊根村】 高校生通学費助成の継続				
実施主体	設楽町、東栄町、豊根村				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
	○				
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	—		継続実施	—	→

【Ⅱ-3】 新高校一年生に向けた公共交通利用の促進

事業内容	新たに高校進学する生徒を対象として、公共交通による通学を促すための施策を実施する。 【協議会】 田口高校及び近隣高校への通学ダイヤ表の作成 【田口高校(山嶺教室)】 東三河地区中学校における高校進学説明会で、公共交通を利用した通学方法を郡外生徒へ説明、PR、周知を実施				
実施主体	協議会、田口高校（山嶺教室）				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
	○				
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	—		継続実施		→

Ⅲ 高齢者の生活に必要な移動手段を支えるための施策

【Ⅲ-1】 高齢者の外出手段確保の取り組み

事業内容	高齢者の外出手段を確保するため以下の取り組みを実施する。 【設楽町】 田口新城線の回数券補助の継続実施 免許返納者への元気パス購入費補助等の実施 のってかせ事業の維持 福祉移送サービス、福祉タクシーの維持 【東栄町】 福祉タクシー券助成事業 福祉タクシー助成 【豊根村】 敬老等乗車券の交付 がんばらマイカー事業の維持				
実施主体	設楽町、東栄町、豊根村				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
		○			
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	—		継続実施		→

【Ⅲ-2】 高齢者の交通事故防止と公共交通利用増に向けての取り組み

事業内容	高齢者の交通事故防止と公共交通利用増加のため以下の取り組みを実施する。 【設楽町・東栄町・豊根村】 高齢者サークルなどでの公共交通利用に関する出前教室（随時開催） 【設楽町・豊鉄バス】 田口新城線を用いた利用促進事業の企画、実施 【協議会・設楽町・東栄町・豊根村・住民（高齢者サークル等）】 高齢者サークルが主体となったおでかけイベントの実施 【設楽警察署・設楽町・東栄町・豊根村】 運転免許更新、返納時等におけるバス利用の広報活動 受付に地域公共交通バス利用広報（チラシ等の配布） 交通安全講話等においてバス利用の促進 老人クラブ等による交通安全教室の実施				
実施主体	協議会、設楽町、東栄町、豊根村、住民（高齢者サークル等）、豊鉄バス、設楽警察署				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
		○			
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
			継続実施		→

【Ⅲ-3】 車両購入時に高齢者が利用しやすい車両の導入

事業内容	車両更新時にバリアフリー対応の車両の導入を推進し、乗りやすさを考慮したステップ等を取り付ける。				
実施主体	設楽町・東栄町・豊根村・交通事業者				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
		○			
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	車両更新時に実施 →				

IV 北設楽郡外との交流を促すための施策

【IV-1】 田口新城線の活性化

事業内容 (利便増進事業)	新城市地域公共交通会議と共同で、地域公共交通利便増進事業として以下の事業を実施する。 ・路線見直し（設楽町役場への路線延長） ・ゾーン制運賃を適用 ・バス停等の待合環境整備（設楽町役場、田口、道の駅したら、田峯） ・標準的なバス情報フォーマット（GTFS）に基づき整備し、オープンデータとして公開 ・バス路線図・時刻表の作成及び配布 ・交通系 IC カードの導入 ・津具線の運行見直し（再掲） ・三都橋豊邦線における乗降制限の解除及びダイヤ改正（再掲）				
実施主体	協議会・豊鉄バス・(新城市)				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
	○		○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	詳細決定後に記載				

【IV-2】 JR 飯田線・高速バスと連携した利用促進

事業内容	JR 飯田線・高速バスと連携した利用促進のために以下の取り組みを実施する。 ・JR 飯田線のダイヤに合わせたバスの運行 ・駅・バス停における統一的な情報提供 ・飯田線・高速バスと連携した登山・ウォーキングのイベント ・JR 高速バス、山の湊号と連携した利用促進策				
実施主体	協議会・設楽町・東栄町・豊根村・JR 東海				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
	○		○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	→		継続実施	→	→

【IV-3】 公共交通を活用した利用プラン

事業内容 (利便増進事業)	地域公共交通利便増進事業として、郡外からの来訪者を増加させるための取組を実施する。 ・公共交通による郡内周遊モデルプランの作成・公開				
実施主体	協議会・設楽町・東栄町・豊根村・豊鉄バス				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
		○	○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	プラン作成	—————		継続実施	—————▶

V 公共交通でお出かけが愉しくなる取組

【V-1】 公共交通に親しみを持ってもらう取組み

事業内容	公共交通への親しみを持ってもらえるための取組みを実施する。 ・季節のイベントなどに合わせてバスの外装や車内を装飾 ・夏休み 50 円バスの活用促進（郡内の小学生に周知）				
実施主体	協議会・設楽町・東栄町・豊根村				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
		○	○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	—————		継続実施	—————	—————▶

【V-2】 バス停の魅力向上

事業内容 (利便増進事業)	地域公共交通利便増進事業として、以下の事業を実施する。 ・田口バスターミナル及びバス停の魅力向上（冷暖房、勉強スペース、Wi-Fi 等の整備） ・デジタルサイネージによる情報発信（バス発車時刻案内及び観光情報やPR 動画の表示）				
実施主体	設楽町				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
			○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	実施内容決定	田口バス停改良実施 サイネージ改良			

【V-3】 沿線施設と連携したバス利用特典の実施

事業内容	沿線施設及びバス利用者を増加させるための取り組みを実施する。 ・バスを利用した来客に対しての温泉利用料金割引の継続実施				
実施主体	東栄町、豊根村				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
		○	○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
			継続実施		→

VI バス運行に係る情報化の推進

【VI-1】 GTFS データを活用した情報化推進

事業内容	バス利用者の利便性の向上と事務作業の省力化、田口新城線との乗り継ぎ利便性の向上のため、以下の取り組みを実施する。 ・GTFS データを活用したバスのダイヤ編成の作業標準化 ・掲示用時刻表、配布用時刻表、運行交番表、GTFS データ等の作成を省力化する。 ・GTFS データのオープン化 ・担当者の研修の開催				
実施主体	協議会、設楽町、東栄町、豊根村				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
			○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	研修 データ作成		継続実施		▶

【VI-2】 おでかけ北設 HP の見直し

事業内容	おでかけ北設利用者のサービス向上のための取り組みを実施する。 ・おでかけ北設の Web サイトの見直し				
実施主体	協議会				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
			○		
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	HP 更新		継続実施		▶

Ⅶ おでかけ北設の持続性を高める取り組み

【Ⅶ-1】 運転手の確保に向けた取り組みの実施

事業内容	公共交通の持続可能な運行のため、運転手確保の取り組みを実施する。 ・運転手を確保するためのPR活動の強化 ・UIJターンの促進や集落支援員制度の活用による、運転手確保 ・各町村の移住定住支援策と事業者の運転免許取得支援策などをワンストップで情報提供する体制の構築				
実施主体	協議会、設楽町、東栄町、豊根村、豊鉄バス、東栄タクシー				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
				○	
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	体制構築		継続実施		→

【Ⅶ-2】 将来に向けた持続可能な運営体制確立

事業内容	公共交通の持続可能な運行のため、郡内のバス、タクシーの一体運営に向けた体制構築の取り組みを実施する。 ・郡内のバス、タクシーを一体的に運営する組織の構築に向けた調整 ・予約バス運行形態の柔軟化に向けた検討 ・スクールバス、有償運送等も含めた運行の見直し協議				
実施主体	協議会、設楽町、東栄町、豊根村、東栄タクシー、津具商工会、豊根村社会福祉協議会、（豊鉄バス）				
目標との対応	目標 1	目標 2	目標 3	目標 4	
				○	
スケジュール	R6	R7	R8	R9	R10
	協議体制構築	協議	→	新体制への移行	

9. 計画の評価

評価指標と目標値

計画に掲げた目標の達成状況を示す評価指標及び目標値は下表の通りとする。

目標	評価指標	目標値	参考 (R5 実績 値)
目標①：高校の卒業まで安心して通学できる	① 高校生自宅通学率	前年度以上	60.5%
目標②：高齢者が安心して暮らし続けられる	② 高齢者に公共交通を利用してもらうための取組の実施件数	年3件以上 (3町村合計)	なし
目標③：郡外からの来訪者や新たな利用者を確保する	③ 住民一人あたりの公共交通利用回数	前年度以上	12.2回
	④ 利用者一人あたり公的負担額	前年度以下	1,860円
	⑤ 収支率	前年度以上	7.9%
	⑥ 田口新城線の定期外利用者数	前年度以上	24,916人
目標④：おでかけ環境を持続可能とする体制を構築する	⑦ 新体制の構築状況	構築完了	なし

評価指標及び目標値の設定根拠と算出方法

目標①：高校の卒業まで安心して通学できる

【評価指標】 高校生自宅通学率

【設定理由】

- 中学校卒業後、自宅から高校へ通学し引き続きこの地域で生活する生徒の存在は、少子高齢化の進むそれぞれの地区の集落機能や活力の維持に大きく影響している。
- 自宅から高校までの通学を、安心、安全で安価な移動手段を提供する公共交通で支え、引き続きこの地域に住み続けてもらい地元地区の活力を維持することがおでかけ北設ネットワークの大きな存在意義の一つであるため。

【算出方法】

$$\text{高校生自宅通学率} = \frac{\text{自宅通学者数}^{\ast 1}}{\text{中学校卒業者数}^{\ast 2}}$$

※1：郡内自宅から郡内外高校通学者（通学方法は問わない。4月1日現在）
田口高寮生は除く。

※2：3町村中学校卒業者（3月31日現在。前3ヶ年の中学卒業者）
いずれも田口高校、各中学校、構成町村に依頼し、提供されたデータに基づく

目標②：高齢者が安心して暮らし続けられる

【評価指標】 高齢者に公共交通を利用してもらうための取組の実施件数

【設定理由】

- この地域の住民の日常生活の移動手段は、自家用車の利用が前提となっているが、高齢者においては、加齢に伴う認知機能の低下に伴い、運転が困難となることが懸念される。
- 自家用車による移動ができなくなった場合、外出することが難しくなる高齢者の増加が予想される。外出が困難になると地域社会との接点を失い、心身の健康を保つことができなくなるのみならず、社会の活力が低下にもつながる。
- そのような状況の中、自家用車が運転できなくても、公共交通の利用を通じ、この地域で引き続き安心して日常生活を送ることができるという実感を持っていただくことで、安心して生活できる環境を維持することを目標とする。

【算出方法】

高齢者に公共交通を利用してもらうための取組の実施件数

$$= \text{各町村で実施した実績件数}$$

※各町村で実施した結果に基づく

目標③：郡外からの来訪者や新たな利用者の確保

「住民一人あたりの公共交通利用回数」「一人あたりの輸送コスト」「収支率」「田口新城線の定期外利用者数」の4つの指標により評価を行う

【評価指標】 住民一人あたりの公共交通利用回数

【設定理由】

- 各種事業の実施による利用者数の変動を、地域内全体として把握できるため。

【算出方法】

住民一人あたりの公共交通利用回数

$$= \text{年間利用者総数}^{\ast 1} \div 3 \text{ 町村住基人口（年度末）}$$

※1：下記の合計数値（バス年度）

- ・基幹バス田口新城線の内、設楽町での乗降者数
- ・基幹バス年間利用者数（田口新城線以外、小中学生の定期利用除く）
- ・支線バス年間利用者数（小中学生の定期利用除く）
- ・予約バスの年間利用者数
- ・「のってかっせ津具」「がんばらマイカー」の年間利用者数
- ・福祉タクシー・移送サービスの年間利用者数

※豊鉄バス、構成町村に依頼し提供されたデータに基づく

【評価指標】 利用者一人あたり公的負担額

【設定理由】

- 利用者数の変動による路線別の輸送コストが把握できるため。

【算出方法】

利用者一人あたりの公的負担額（全路線合計）

$$= (\text{年間総運行経費} - \text{運賃収入}) \div \text{年間利用者数}$$

※構成町村で作成する、路線カルテの数値（バス年度）に基づく

※各路線についても同様（自己評価で掲載）

【評価指標】収支率

【設定理由】

- 利用者数の変動による収支状況が把握できるため。

【算出方法】

$$\text{収支率（全路線合計）} = \text{運賃収入} / \text{年間総運行経費}$$

構成町村で作成する、路線カルテの数値（バス年度）に基づく

【評価指標】田口新城線の定期外利用者数（バス年度）

【設定理由】

- 地域間幹線系統として重要な田口新城線の状況を把握するため。

【算出方法】

田口新城線の定期外利用者数（豊鉄バスの提供による）

目標④：おでかけ環境を持続可能とするための体制構築

【評価指標】新体制の構築状況（定性指標）

【設定理由】

- 新体制の構築に向けた協議状況を把握するため。

【算出方法】

毎年の協議状況について協議会で報告する

評価方法

- 各評価指標について前年度数値を目標値（基準値）に設定し、前年度との比較による増減要因の分析により評価する。
- 前年度比較による指標数値の変化（推移）を継続的に把握するものとする。

※指標②・④は除く

10. 個別事業の評価

計画に基づく事業の進捗評価

- 個別の事業の実施状況について巻末に示す「事業評価シート」を毎年作成し、各年度における事業実施内容について振り返るとともに、次年度以降の事業実施において改善が図られるようにする。
- 確認シートは、年度中間（12～1月）開催の協議会において中間報告を行った上で、次年度（6月）の協議会において、前年度実績として最終報告を行う。
- この確認シートの中間報告の内容は、国に提出する第三者評価委員会資料の作成にも活用する。

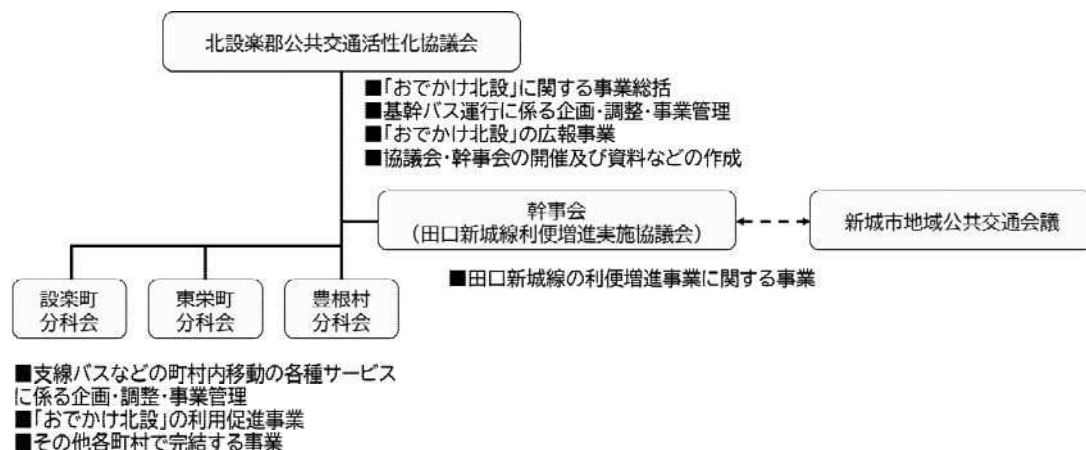
運行路線の事業評価

- おでかけ北設として運行しているバス路線については、巻末に示す「路線カルテ」を毎年作成し、各年度（バス事業年度）における路線の利用、収支等の状況を把握し、改善策の検討、実施に活用する。
- 路線カルテにて算出したデータは、国に提出する地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請にも活用する。

11. 計画の推進体制

「おでかけ北設」の実施組織

「おでかけ北設」を運営する体制は下図の通りである。



協議会事務局の事務所掌

北設楽郡公共交通活性化協議会に関する各種業務を行う組織として、事務局を設置する。事務局の主たる役割は、3町村で共同実施する北設楽郡全体の公共交通に関する事業の統括である。具体的には、次の業務がある。

- 「おでかけ北設」に関する事業統括
- 町村を跨ぐ基幹バス運行に係る企画・調整・事業スケジュール管理
- 「おでかけ北設」の広報事業
- 協議会の開催及び資料などの作成
- 確保維持改善事業の実施

幹事会（田口新城線利便増進実施協議会）の事務所掌

新城市、豊鉄バスと連携して田口新城線の利便増進実施計画に基づく事業を実施するため、幹事会を設け、事業の実施に必要な連絡調整を行う。なお、幹事会に係る事務は事務局が行う。

各町村の分科会の事務所掌

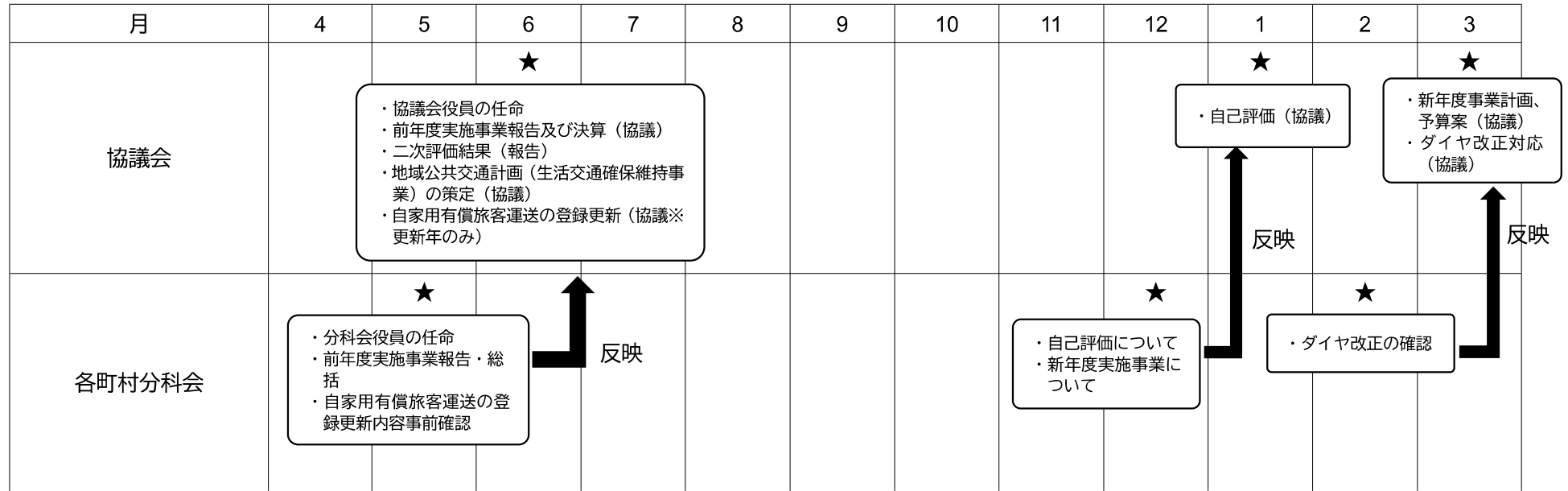
北設楽郡公共交通活性化協議会に関する各種業務のうち、各町村内で完結するものについて、各町村の担当課にて事務などを行う。具体的には、次の業務がある。

- 支線バスなどの町村内移動を担う各種サービスに係る企画・調整・事業スケジュール管理
- 「おでかけ北設」の利用促進事業
- 協議会での分科会協議事項等の報告（住民代表が分科会役員に就任）

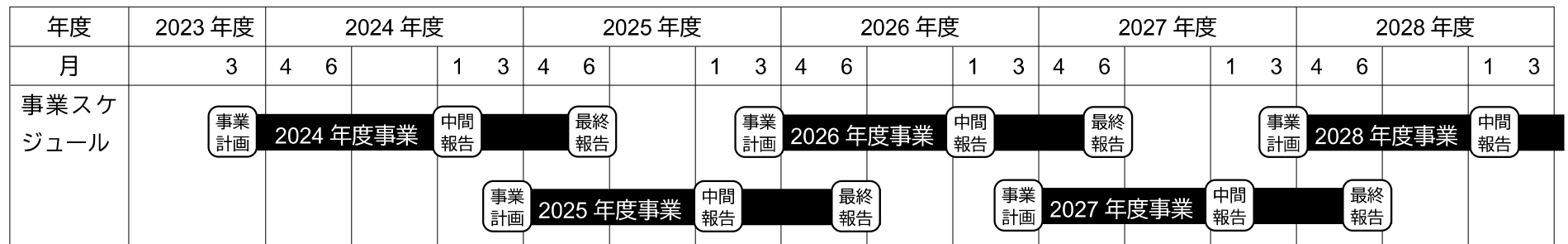
事業スケジュール

協議会及び分科会の協議等の年間スケジュール及び協議内容は次ページの表を基本とするが、状況に応じて臨機応変に対応する。

年間スケジュール



計画期間スケジュール



12. 巻末付録

事業進捗管理シート様式
路線カルテ様式

令和 年度 事業進捗管理シート

事業名	年度当初計画（3月）：具体的な実施事業内容・実施予定	中間報告（1月）：実施状況・今後の見込	最終報告（6月）：実施結果の考察・未実施の理由
I-1 基幹バスの運行			
I-2 支線バス・予約バスの運行			
I-3 タクシーの運行			
I-4 バスサービスの評価と見直し			
II-1 小中学生通学手段の提供			
II-2 高校への通学手段の提供			
II-3 新高校一年生に向けた公共交通利用の促進			
III-1 高齢者の外出手段確保の取り組み			
III-2 高齢者の交通事故防止と公共交通利用増に向けての取り組み			
III-3 車両購入時に高齢者が利用しやすい車両の導入			
IV-1 田口新城線の活性化			
IV-2 JR 飯田線・高速バスと連携した利用促進			
IV-3 公共交通を活用した利用プラン			
V-1 公共交通に親しみを持ってもらう取り組み			
V-2 バス停の魅力向上			
V-3 沿線施設と連携したバス利用特典の実施			
VI-1 GTFS データを活用した情報化推進			
VI-2 おでかけ北設 HP の見直し			
VII-1 運転手の確保に向けた取り組みの実施			
VII-2 将来に向けた持続可能な運営体制確立			

路線カルテ ○○線

系統の概要	運行系統名		運行事業者		運行区間	
					起点	
	運行回数	平日	土曜日	日祝	主な経由地	
	国・県補助	県補助			終点	
		国補助				

■本路線を取り巻く環境

本路線の役割

沿線の主な施設

利用者・地域・運行事業者などからの要望

今年度実施した取組とその効果

■運行および利用の状況

年	年間 運行回数 (回)	年間 運行経費 (千円)	公的負担			
			市町村負担額 (千円)	県補助額 (千円)	国補助額 (千円)	公的負担計 (千円)
1年目						0
2年目						0
3年目						0
4年目						0
5年目						0

年	年間 利用者数 (人)	収入		
		運賃収入 (千円)	その他収入 (千円)	収入計 (千円)
1年目				0
2年目				0
3年目				0
4年目				0
5年目				0

年	1回あたり 利用者数 (人/回)	収支率 (%)	利用者1人あたり公的負担		輸送量 (実績値) ※	平均乗車密 度 (実績値) ※
			市町村のみ (円/人)	全公的負担 (円/人)		
1年目						
2年目						
3年目						
4年目						
5年目						

※ 地域間幹線系統のみ記載

利用状況等についての考察

今後の取組方針・予定